

# 神奈川県還暦軟式野球連盟規約

## 第1章 総 則

### (名称及び事務所)

第1条 本連盟は、神奈川県還暦軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）と称し、事務所を神奈川県内に置く。

### (目的)

第2条 本連盟は、生涯にわたり軟式野球に親しむとともに、その健全な発展を図り、会員相互の親睦並びに健康・体力の維持増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 還暦、古希、グランド古希及び傘寿軟式野球の普及と発展のための活動
- (2) 神奈川県還暦、古希、グランド古希及び傘寿の各部軟式野球大会の開催
- (3) 関連団体主催の大会への参加
- (4) 関連団体との連携と協力
- (5) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の資格)

第4条 本連盟に登録するチームは、神奈川県内に所在し、又チームを構成する監督及び選手は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 還暦の部は、当該年度中（4月1日）に60歳に達するか超えた者。
- (2) 古希の部は、当該年度中（4月1日）に70歳に達するか超えた者。
- (3) グランド古希の部は、当該年度中（4月1日）に75歳に達するか超えた者。
- (4) 傘寿の部は、当該年度中（4月1日）に80歳に達するか超えた者。
- (5) チームに所属していない執行役員及び第6章に該当する個人。

### (入退会等)

第5条 入会を希望するチームは、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 退会しようとするチームは、所定の退会届を会長に提出しなければならない。
- 3 休会しようとするチームは、年度ごとに所定の休会届を会長に提出しなければならない。ただし、連続して2年を超えることはできない。
- 4 休会から復帰しようとするチームは、所定の復帰申請書に必要事項を記入のうえ会長に提出しなければならない。

### (登録の更新)

第6条 各チームは、毎年度、次の期日までに登録を行わなければならない。

- (1) 本連盟は、毎年度前年12月所定の日まで

- (2) 関東還暦軟式野球連盟は、毎年度当該連盟の規定に基づく
- (3) 全日本還暦軟式野球連盟は、毎年度当該連盟の規定に基づく
- (4) 全日本軟式野球連盟は、毎年度当該連盟の規定に基づく  
(ブロックの構成)

第7条 本連盟の各ブロック構成は、別に定める大会開催要項によるものとする。

(賞罰)

第8条 本連盟は、別途定める賞罰規程により、次の賞罰を科すことができる。

- (1) 本連盟の発展に顕著な貢献をした個人及び別に定める大会において優秀な成績を収めたチームを顕彰することができる。
- (2) 不正登録若しくは不正出場があった場合並びに大会において役員、審判員の裁定に従わず徒に大会の秩序を乱したときは、競技者必携に準拠し当該チーム又は構成員に応分の罰則処置を講ずることができる。
- (3) その他、本連盟の目的並びに事案等に対して著しく違背したときは、当該チーム又は構成員に応分の処置を講ずることができる。

### 第3章 役 員

(役員)

第9条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) ブロック長 各ブロック 1名
- (6) 常任理事 各ブロック 1名
- (7) 理事 各チーム 1名
- (8) 本部事務局長 1名
- (9) 大会事務局長 1名
- (10) 会計 1名
- (11) 監事 2名

(役員の職務)

第10条 前条の役員は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代理する。
- (5) ブロック長は、ブロックを統括する。
- (6) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務を執行する。
- (7) 理事は、理事会を構成し、すべての表決権行使する。
- (8) 本部事務局長は、本部事務を統括する。

(9) 大会事務局長は、大会運営事項を総括する。

(10) 会計は、金銭出納を処理する。

(11) 監事は、本連盟の事業及び会計を監査する。

(専決権)

第11条 会長及び理事長は、緊急を要する事項で理事会に諮る暇のないとき、これを執行することができる。ただし、直次の理事会に報告し承認を得なければならない。

(役員の選任及び解任)

第12条 役員は次の方法で選任する。

(1) 会長、理事長は、役員選考委員会における候補者の選考・推薦を経て、常任理事会が推挙し、理事会が承認する。

役員選考委員会については、別に定める。

(2) 副会長、副理事長、事務局長、監事は、執行役員会が推挙し、常任理事会を経て理事会が承認する。

(3) 大会事務局長は、担当ブロックが推挙し、常任理事会が承認する。

(4) ブロック長は、原則として、各ブロック所属の理事の互選により選任する。

(5) 常任理事は、原則として、各ブロック所属の理事の互選により選任する。

(6) 理事は、原則として、各チーム監督をもって充てる。

(7) 理事が正副会長、正副理事長、本部事務局長、会計、監事に選任された場合は、その選出母体のチームから新たに理事を選任する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 会議

(会議)

第14条 本連盟の会議は、事務局会議、執行役員会、常任理事会、理事会とし、必要に応じて開催することができる。

2 会議は、それぞれ構成員の2分の1以上の出席を必要とする。

(会議の種類及び機能)

第15条 事務局会議は、正副会長、正副理事長、事務局長、会計で構成され、運営に関する事項を協議し、執行役員会に報告又は提案する。

2 執行役員会は、正副会長、正副理事長、本部事務局長、大会事務局長、ブロック長及び会計で構成し、事業の円滑かつ迅速な運営のため各ブロックに提案する。この場合において、執行役員会の議長は、会長がこれに充たる。

3 常任理事会は、執行役員、常任理事及び監事で構成し、会の議長は理事長がこれに充たり、次の事項を処理する。

(1) 本連盟の事業推進並びに事業運営についての企画、立案

(2) 執行役員会提案事項及び理事会に提案する事項の審議

(3) 理事会での決定事項及び理事会より付託された事項の執行

4 定例理事会は、原則として年2回開催する。この定例理事会のほか理事長が必要と認めたとき又は理事総数の3分の1以上が要求したときは、1か月以内に臨時理事会を開催しなければならない。この場合において、理事会の議長は出席理事の中から選出し、次の事項を審議議決する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約規定の制定及び改廃
- (4) 役員の承認
- (5) その他、本連盟の運営上必要な重要な事項

5 ブロック長会議は、正副理事長、各4ブロックの長で構成し、ブロック会議は、各ブロック内の役員及びチーム理事で構成するとともに、ブロック長会議の議長は理事長が、ブロック会議はブロック長がこれに充たり、次の事項を処理する。

この場合において、ブロック長は、事前に各ブロック内チーム役員及び理事との調整、連携を図らなければならない。

- (1) ブロック長会議
  - ア 各ブロック及びブロック内チームの課題事項の集約、整理、解決
  - イ 各ブロック及びブロック内チーム内への統一した情報提供
  - ウ 各ブロック内の情報交換、意見の集約及び本部への情報提供
  - エ 必要により、上記項目に関わる本部への提言
  - オ その他、理事会、常任理事会より付託された事項の実施及び協議
- (2) ブロック会議
  - ア 常任理事の選出
  - イ ブロック内の意見の集約及び常任理事会への提言
  - ウ その他、理事会、常任理事会より付託された事項の実施及び協議

#### (議事録)

第16条 それぞれの会議の議事については、次の事項を記載した議事録を速やかに作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者はその旨を付記する）
- (3) 審議又は協議事項
- (4) 議事の経過概要と結果
- (5) 議事録署名人に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上署名したものを事務局に保管し、閲覧の請求があれば、直ちに供しなければならない。

## 第5章 会 計

### (経費)

第17条 本連盟の経費は、次に掲げる負担金等を以って支弁する。

- (1) 登録料は、毎年度の登録料とし、その金額は細則に定める。

- (2) 参加料は、本連盟の大会参加料とし、その金額は細則に定める。
- (3) 会費は、懇親会費等
- (4) 寄付金
- (5) 補助助成金
- (6) その他の収入

2 一旦納入された登録料、参加料その他の金員は、原則として返戻しない。

(会計年度)

第 18 条 本連盟の会計年度は、1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(予算及び決算)

第 19 条 予算及び決算は、毎年度当初に、当該年度の収支予算書及び前年度収支決算書を作成して、理事会の承認を得なければならない。

## 第 6 章 特別職

(名誉会長、顧問及び参与)

第 20 条 本連盟に特別職として、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。特別職は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

2 特別職は、本連盟の重要事項について、各会議の諮問に応ずる。

3 特別職は、本連盟の各会議の求めに応じて出席し、意見を述べることができる。

## 第 7 章 事務局

(本部事務局)

第 21 条 本連盟の事務を処理するため、本部事務局を置く。本部事務局に事務局長1名、会計を含む事務局員若干名を置く。

2 事務局員は、事務局長が任命し、理事会の承認を得たうえ事務局長を補佐する。

3 本連盟事務局の任期は、2年とする。

(大会事務局)

第 22 条 本連盟が主催する運営業務を処理するため、大会事務局を置く。大会事務局に事務局長1名、会計を含む事務局員若干名を置く。

2 事務局員は、事務局長が任命し、理事会の承認を得たうえ事務局長を補佐する。

3 大会事務局は、各ブロックが輪番制で担当し、任期は2年とする。

## 第 8 章 規約の改廃

(規約の改廃)

第 23 条 本規約は、理事会の議を経て改廃することができる。

2 本規約の改廃は、理事会において表決権者の3分の2以上の同意を必要とする。

## 第 9 章 補 則

(施行規則)

第 24 条 本規約の施行規則並びに細則は、常任理事会の議を経て別に定める。

(運用)

第 25 条 本規約各条項の手続きを原則とするが、有事等の事態が起こったときは、その都度、必要に応じて弾力的な運用ができるものとする。この場合において、適宜、執行役員会に報告又は提案する。

附 則

- 1 この規約は、平成 7 年 3 月 24 日から制定施行する。
- 2 この規約は、平成 10 年 8 月 22 日、第 4 条、第 6 条、第 9 条、第 12 条、第 15 条について改訂施行する。
- 3 この規約は、平成 11 年 7 月 24 日、第 1 条、第 6 条、第 12 条、第 15 条について改正、第 17 条附則第 2 項、第 3 項を削除し施行する。
- 4 この規約は、平成 22 年 3 月 7 日から改訂施行する。
- 5 この規約は、平成 22 年 11 月 28 日から改訂施行する。
- 6 この規約は、平成 24 年 3 月 11 日から改定施行する。
- 7 この規約は、平成 30 年 12 月 2 日から改定施行する。
- 8 この規約は、令和 2 年 12 月 6 日から改訂施行する。
- 9 この規約は、令和 4 年 12 月 11 日から改定施行する。
- 10 この規約は、令和 5 年 12 月 10 日から改定施行する。
- 11 この規約は、令和 6 年 12 月 8 日から改訂施行する。